

国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長代行 理事 松野丈夫

国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程（平成16年旭医大達第149号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条（略） （審議事項）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）のうち、経営に関する事項</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち、経営に関する事項</p> <p>(3) 学則（経営に関する部分）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p>	<p>第1条（略） （審議事項）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）のうち、経営に関する事項</p> <p>(2) 中期計画及び<u>年度計画</u>に関する事項のうち、経営に関する事項</p> <p>(3) 学則（経営に関する部分）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p>

(6) その他経営に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する職員
- (4) 国立大学法人旭川医科大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ高い識見を有する者（以下「学外委員」という。）

2 前項第4号の学外委員については、国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。

3 委員の過半数は、第1項第4号に掲げる学外委員でなければならない。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員を任命した学長の任期の範囲内とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条～第11条（略）

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第4号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年6月30日までとする。

【改正理由】

国立大学法人法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(6) その他経営に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する職員
- (4) 国立大学法人旭川医科大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ高い識見を有する者（以下「学外委員」という。）

2 前項第4号の学外委員については、国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。

3 委員の過半数は、第1項第4号に掲げる学外委員でなければならない。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員を任命した学長の任期の範囲内とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条～第11条（略）